

令和5年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年5月9日（火）午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	教育長 清正浩靖 委員 名島啓太 委員 阿良田由紀	委員 本間正江 委員 齋藤邦彦 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 学び未来課長 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子どもわくわく課長 児童相談所開設準備担当課長	教育政策課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 中央図書館長 子ども未来課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	22号	東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	23号	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	承認
3	24号	令和6年度区立幼稚園園児募集方針について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	15号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第1号））	了承

令和5年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年5月9日（火） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第22号議案「東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

学校支援課長でございます。それでは、私から、第22号議案「東京都北区立岩井学園条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書4ページの説明欄をご覧ください。

様式に係る規定の整備を行うため、この規則案を提出いたします。

具体的には、性的少数者の人権を尊重した取り組みとして、全庁的な考え方に基づき、各種申請書の様式における不必要な性別欄を削除する等の改正を行うものでございます。

5ページ、第22号議案参考資料のほうをご覧ください。改正内容につきましては、こちらの資料に基づきご説明させていただきます。

初めに、第1号様式東京都北区立岩井学園使用申請書でございます。左側が改正後の様式、右側が現行の様式となっております。右側、現行の様式の「3 利用者名簿」の左から2列目にあります性別欄につきまして、左側の改正後の様式では削除しております。併せまして、3列目年令欄の漢字を修正させていただいております。

続いて、6ページをお願いいたします。こちらは、第2号様式東京都北区立岩井学園使用料減免申請書でございます。同じく、左側が改正後の様式、右側が現行の様式でございます。右側現行の様式の使用人員欄にございます男女の人数の内訳欄につきまして、左側改正後の様式では削除しております。

恐れ入りますが、議案書4ページにお戻りください。

付則でございます。この規則は、公布の日から施行いたします。また、経過措置は、お示しのとおりでございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第22号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第2、第23号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」を議題に供します。

子ども未来課長から説明をお願いします。

子ども未来  
課長

では、第23号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」についての説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧くださいませでしょうか。

今回の改正の目的になりますが、様式に係る規定の整備を行うためこの規則案を提出するものでございます。

では、その次の裏面をご覧くださいませでしょうか。

新旧対照表になっております。右側が施行前、左が施行後になっております。先ほどの議案同様、性別欄の記載を削除したものでございます。申請者の方の性別、さらには家族状況の方の性別の欄、それぞれ新たな様式では削除されているといったようなことでの変更でございます。

では、また1枚表面にお戻りいただけますでしょうか。

付則になります。この規則は、公布の日から施行するものでございます。経過措置につきましても議案に記載のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第23号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第24号議案「令和6年度区立幼稚園園児募集方針について」を議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課

それでは、第24号議案「令和6年度区立幼稚園園児募集方針について」、ご説明申

長

上げます。

議案書2ページの説明欄をご覧ください。

本議案は、令和6年度園児募集方針を決定するため提出するものでございます。

お戻りいただき、議案書1ページをご覧ください。

項番1でございます。令和6年度の区立幼稚園の園児募集に際し、応募数が1学級10名以下の時は、原則として新たな学級編成を行わない。なお、新たな学級編成を行った場合であっても、当該4歳児の園児数が10名以下となった場合は、原則として翌年度の園児募集を行わないとするものでございます。

こちらは、例年同様の規定でございます。

続いて、項番2でございます。区立じゅうじょうなかはら幼稚園と区立うめのき幼稚園とを統合・再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな認定こども園を開設することを見据えた対応として、うめのき幼稚園は前項の規定にかかわらず4歳児の学級編成及び翌年度の園児募集を行うことといたします。また、じゅうじょうなかはら幼稚園は、令和7年4月に転園等による園児や保護者の負担が生じないようにするため、園児募集は行わないこととするものでございます。

こちらの規定は、昨年8月9日の教育委員会定例会におきまして、令和5年度園児募集方針を議決いただいた際に、今後の認定こども園への移行を見据えた対応としてご報告をさせていただいた内容に沿ったものでございます。

この規定によりまして、新たな認定こども園の開設までじゅうじょうなかはらとうめのきの両幼稚園の運営を継続いたします。ただし、じゅうじょうなかはら幼稚園は、令和6年度は5歳児のみの単学級で運営し、令和6年度末をもって現在の場所での運営を終了いたします。

議案の参考資料といたしまして、本日、机上のほうに本年5月1日現在の区立幼稚園・こども園園児数及び充足率の資料を配布させていただきましたので、後ほどご高覧ください。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。はい、本間委員。

本間委員

説明ありがとうございました。数字的なことでの問題ではなくて、じゅうじょうなかはら幼稚園の5歳児のみの過ごし方というか、それへの配慮などがありましたら、今ではなくても結構なんですけど、後日また教えていただきたいと思えます。

清正教育長

もし、現時点であれば。

学校支援課長

学校支援課長です。5歳児のみでの単学級の運営に当たりましては、園の教員、関係者とも連携いたしまして、保護者の方にもご理解いただけるような運営のほうを心がけてまいります。また後日ご報告させていただきます。

清正教育長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第24号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、報告第15号「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第1号））」を子ども未来課長から説明お願いいたします。

子ども未来  
課長

では、子ども未来課長より、報告第15号の件名のことについてご報告いたします。

資料を2枚おめくりいただき、見開き右側の2ページになります資料をご覧ください。

北区長から北区教育委員会に対し、令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）について意見聴取がございました。

お手数でございます。1枚前のページに戻ってください。

後ほど説明いたしますが、これは子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する予算で、国からは4月以降制度の概要が示されるとともに、申請を不要とする方については可能な限り5月末までに支給するといった方針が示されていることから、教育委員会に諮ることが難しく、教育長の専決処分により異議がない旨ご回答をしたといったようなことで、そんなことにつきまして今回報告するものでございます。

また資料を3枚おめくりいただけますでしょうか。

補正予算の金額について説明いたします。

表が2つありまして、下段の表が歳出を表しておりまして、3億3,683万3,000円を今回補正するといったようなことでございます。上段の表は歳入を示してございまして、事業費全体が全て国庫支出金、国庫補助金といったようなこととなります。

資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。5ページ目になります。

今回の給付金は、国により、食糧費などの物価高騰に直面し特に影響を受ける低所得世帯の子育て世帯を支援するため支給するものでございます。支給する額は、児童1人当たり一律で5万円となります。

その内容について若干概要を説明するため、本日、机上に配布させていただきました資料により説明をさせていただきます。

資料の表面の項目3をご覧くださいませでしょうか。項目3の支給対象者（予定）の

項でございます。

昨年度もほぼ同時期に同じような給付金を支給しておりまして、その時同様、児童扶養手当の受給者等といった（１）のひとり親世帯、さらには（２）の非課税世帯に分類され、どちらも前年度に北区から給付金を受給した方について北区で支払口座を把握してございますので、申請不要で給付することといたしまして、一方で、今年度に入ってから家計が急変した世帯につきましては、申請を受け付けた上で支給する形と取りま

す。  
予算額上は、対象児童数を、６，０００人ほど見込んでおります。この予算額には、給付金のほか、システム改修ですとか、コールセンターの設置委託などの事務経費を含む形としてございます。

なお、昨年度、同じ要件で特別給付金事業を行っておりますが、実績としては約５，４２１人で行ってまいりました。

裏面へ進んでいただいて、事業のスケジュールだけ、すいません、項目４の説明をさせていただきます。

４月２０日に補正予算の専決処分が成立しておりまして、５月中旬に、今現在作業を進めてございますが、申請が不要な方々につきましては振り込みのお知らせを発送するといったようなことで、５月２０日の『北区ニュース』で周知を行い、５月３１日にはなんとか振り込みを実施したいというふうに考えてございます。

申請者の方への受け付けにつきましては、システム改修等の作業が入りますので、７月からの受け付けを開始し、順次給付金の振り込みを行っていきたくと考えてございます。

申請者の受け付けなんです、それぞれひとり親世帯分につきましては２月末まで、非課税世帯については３月１５日までということで、これは国のほうの規定に沿った対応でございます。

以上、ご説明申し上げました。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ありがとうございます。特にご意見等ないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和５年第５回教育委員会定例会を閉会いたします。